

⑤ 携帯電話料金の割引

障がいのあるかたが携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者用料金プランの利用ができます。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

◆ 割引内容

各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問合せ下さい。

⑥ NHK放送受信料

NHK放送受信料の免除

◆ 対象者と免除額（平成23年7月1日より免除基準変更）

全額免除	身体障害者手帳をお持ちのかた、または知的障がい者のかた※ ₁ または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税が非課税であり、世帯員のかたが受信契約者の場合
半額免除	障がい者のかたが、受信契約者かつ世帯主で次のいずれかの要件に該当するかた ① 身体障害者手帳の障害等級1級または2級 ② 身体障害者手帳の視覚障害または聴覚障害（等級制限なし） ③ 重度の知的障がい者※ ₂ ④ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級

※₁ 主に療育手帳をお持ちのかたをいいます。

※₂ 主に療育手帳の「A」をお持ちのかたをいいます。

◆ 必要書類等

- ・申請書・同意書（NHK、障がい福祉課、健康管理課の窓口に備え付けてあります）
- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑（認印で可）

※NHKの窓口で申請手続きをする場合は、上記に加え次の2つが必要になります。

- ・住民票（1通）

全額免除申請の場合は、世帯構成員全員が記載された住民票の写し

半額免除申請の場合は、世帯主の住民票の写し（世帯主名がわかるもの）

- ・世帯構成員全員の市町村民税の非課税がわかる証明書（所得・課税証明書等）
（半額免除申請の場合は不要です）

※障がい福祉課または健康管理課での申請手続きについては、窓口で申請書に証明をもらってからNHKに申請書を提出してください。

◆ お問い合わせ先

- NHK秋田放送局 営業部 TEL 825-8171
〒010-8501 秋田市東通仲町4-2
- 障がい福祉課（身体・知的障がい者）
TEL 866-2093 FAX 863-6362
e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp
- 健康管理課（精神障がい者）
TEL 883-1180 FAX 883-1158
e-mail ro-hlhm@city.akita.akita.jp

